

●香川県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定を受けた施術者から施術所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称	施術所の所在地		診療科目 (業務の種類)
				変更前	変更後	
平成22年 3月1日	香生施 358	西本 数孝 丸亀市飯山町 下法軍寺439 番地	整骨院ほほ えみ。	善通寺市上吉田 町3丁目9-21 善通寺ビル1階 B1	丸亀市原田町 2278番地1 サンジョウビル 1階	柔道整復